



ひとり親家庭等 ハンドブック



八街市



～はじめに～



ひとり親家庭とは・・・

次のいずれかに該当する方が、18歳までのこどもを養育している家庭。

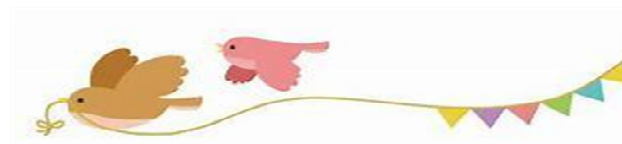
- 配偶者と離婚した方
- 配偶者と死別した方
- 配偶者の生死が不明な方
- 配偶者が心身の障がいにより働けない方
- 配偶者が拘禁されているため、その扶養が受けられない方
- 配偶者から遺棄されている方
- 婚姻によらないで母（父）となった方

寡婦（かふ）とは・・・

かつて母子家庭の母であった方で、こどもが成人したのち、
なお配偶者のいない状態の方。



もくじ



- 離婚したときは～離婚後の主な手続き～……………1-
- 離婚する前に知っておきたいこと……………2-
- 離婚前に決めておきたいこと……………3-
- 養育費とは……………4-
- 面会交流相談……………5-
- 困った時の身近な相談窓口……………6-
- その他の相談窓口……………7-
- 経済的な支援……………10-
- 保育・教育のための支援……………17-
- 年金・税金……………20-



離婚したときは～離婚後の主な手続き～

離婚後の印鑑を決めて変更する

- ☐住民票の異動（転居・転入・世帯主変更）【市役所市民課】
- ☐印鑑登録【市役所市民課】
- ☐こどもの転入学【市役所学校教育課】
- ☐こどもの氏の変更許可の申立て【家庭裁判所】

身分証明書を変更する

- ☐運転免許証【免許センターまたは警察署】
- ☐パスポート【市役所市民課】
- ☐マイナンバーカード【市役所市民課】

家計や住居のことで変更する

- ☐預貯金通帳【金融機関】
- ☐クレジットカード【信販会社】
- ☐生命保険類【保険会社】
- ☐住居の賃貸名義【家主・仲介業者】
- ☐光熱水費名義や引落口座【電力会社・ガス会社・市役所水道課・金融機関】

新たな申請や変更

- ☐児童手当受給者【市役所子育て支援課】
- ☐児童扶養手当【市役所子育て支援課】
- ☐年金【市役所国保年金課・年金事務所】
- ☐ひとり親家庭等医療費等助成【市役所子育て支援課】
- ☐子ども医療費助成制度【市役所健康増進課】
- ☐健康保険・国民健康保険【健康保険組合・市役所国保年金課】
- ☐JR 通勤定期券の特別割引【市役所子育て支援課】
- ☐保育園保育料等【市役所子育て支援課】
- ☐児童クラブ保育料【市役所子育て支援課】



離婚する前に知っておきたいこと

離婚の種類

協議離婚

お互いに話し合い、双方が納得して離婚届を提出すれば、離婚は成立します。日本の離婚の約9割が協議離婚となっています。

調停離婚

当事者間では話し合いがつかないとき、家庭裁判所の調停委員会（裁判官と調停委員）が間に入り、双方の話し合いを進める方法です。合意に至れば調停調書が作成され、調停成立後10日以内に離婚届を提出します。

裁判離婚

調停では合意に至らない場合、家庭裁判所に離婚請求の裁判（訴訟）をすることができます。裁判官によって離婚の判定が出て、確定後10日以内に離婚届を提出します。

離婚届

受理 令和 年 月 日 午前・午後

第 号

送付 令和 年 月 日 第 号

青森県 戸籍記載 記載調査

氏 名 夫 (よみかた)

生 年 月 日

住 所

本 籍



離婚時に決めておきたいこと

※法務省ホームページ

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00011.html



親 権 者

親権者は、子どもを守り育て、教育し、子ども名義の財産がある場合には、これを管理することになります。これに加え、親権には、子どもが契約する場合の「法定代理人」の立場も含まれています。

一般的には子どもを引き取り育てる側が親権者と監護者を兼ねてますが、親権の「身上監護権」の部分を取り除いて、親権者とは別に監護者を定めることもできます。

子の氏変更 (名字)

親の離婚後のこどもの氏は、離婚前と同じです。離婚してから氏が変わった親と同じ氏にしたい場合には、子の氏変更が必要です。

変更するには、家庭裁判所への申立てをし、許可が出た後、市役所市民課で戸籍の届出が必要です。

面会交流

離婚後に、子どもと離れて暮らす親と子どもが会ったり、電話をしたり、手紙を送ったりして、定期的に交流を持つことです。

面会交流が円滑に行われるために、父母は十分に子どもの利益が図られるようにお互いに協力する必要があります。このため、父母は離婚協議の中で、双方が納得できるよう、内容や方法についてよく話し合うことが大切です。

養育費

子どもを監護・教育するために必要な費用です。子どもが自立するまで要する費用で、生活に必要な経費、教育費、医療費などです。父母共に親権の有無に関わらず、子どもを育てる義務があり、養育費を分担する義務があります。

養育費の取り決めは、後日その取り決めの有無や内容について紛争が生じないように、口約束ではなく、書面に残しておくようにしましょう。(できれば「公正証書」にするのがよいでしょう。)

養育費とは・・・

Q：養育費って何？

A：養育費は、こどもが健やかに成長するために必要な費用です。両親がその経済力に応じて養育費を分担することになります。

離婚した場合であっても、親であることに変わりはなく、こどもの養育に必要な費用を負担しなければなりません。

こどもと離れて暮らす親は、直接養育に当たっている親に対し、養育費の支払義務を負います。

Q：養育費はどうして必要なの？

A：たとえ夫婦は離婚しても、かけがえのない父親・母親としてお子さんを健全な社会人に育てる大きな責任があります。

Q：養育費はこどもが何歳になるまで払えばいいの？

A：一般的にはお子さんが経済的、社会的に自立するまでと考えられています。

Q：養育費について両親で話し合いができないときは？

A：養育費や面会交流について、両親で話し合いができないとき、または話し合っても平行線で結論が出ないときは家庭裁判所に調停を申し立てることができます。

養育費について相談したい

母子家庭等の養育費の確保のため、養育費に関する専門知識を有する相談員を設置し、養育費の取り決めや支払の履行・強制執行に関する個別相談を行います。

毎月第2土曜日13時から16時まで、一人40分程度で、専門の知識を有する弁護士による、無料法律相談を行っています。

養育費等に関して、少しでもお悩みのある方はご相談ください。

○予約申込・問い合わせ先

一般財団法人千葉県母子寡婦福祉連合会

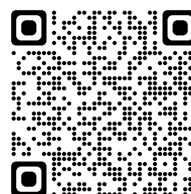
T E L：043-222-5818

受付時間：9：30～16：30（土日、祝日を除く）

※受付後、相談日時等について後日事務局から連絡があります。

先着順の受付のため、相談日の予定が定数に達している場合は、次回以降の相談日になる場合があります。

一般財団法人千葉県母子寡婦福祉連合会
<https://chiboren.com/youiku/>



面会交流相談

平成 24 年 4 月施行の民法改正により、協議離婚で定めるべき「子の監護について必要な事項」として、「養育費の支払」とともに「親子の面会交流」が明示されました。面会交流が子の健やかな育ちを確保する上で有意義であること、別居親が養育費を支払う意欲につながるものであることなどから、県では、概ね次の条件に該当する方に対して、家庭裁判所の調停委員経験者等による、付き添いや受渡し援助といった支援を行っています。

支援対象者

こどもが 14 歳以下であること

同居親とこどもが千葉県内在住であること

同居親・別居親のいずれか一方が児童扶養手当を受けているか、受けている者と同様の所得水準であること

離婚時等に父母間で面会交流の取り決めを行っており、また、本事業の支援を受けることも合意していること

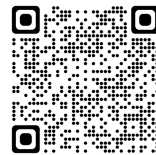
過去に本事業の対象となっていない者

問い合わせ先

一般財団法人千葉県母子寡婦福祉連合会

電話:043 (222) 5818

<https://chiboren.com/visiting/>



困った時の身近な相談窓口

ひとり親になり、不安でいっぱい…。お金のこと、就労のこと、こどもや自分自身のことなど、困った時は相談してください。



子育て支援課

043-443-1693

子育て支援課では、母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭や寡婦のみなさんからの様々な相談をお受けしています。お気軽にご相談ください。

※相談内容

児童手当に関すること
児童扶養手当等に関すること
就労相談・貸付に関すること
資格取得に関すること…など

※相談日時

月～金曜日（祝日・休日・年末年始を除く）9：00～17：00

<https://www.city.yachimata.lg.jp/soshiki/14/>

八街市 HP



家庭児童相談室（子育て支援課内）

043-443-1693

すべてのこども達がすこやかに成長することを願って、0歳～18歳未満のこどもとその家族に関する様々な相談ができます。お子さんの気になることや、ご家庭で心配なことなど、一人で悩みを抱えず、ご相談ください。相談室には専門の相談員（家庭児童相談員）がおり、電話、面接、訪問によるきめ細やかな相談や支援を行っています。

相談内容については、秘密を厳守します。

※相談内容

子育ての不安や悩みに関する相談
児童虐待防止に関する相談・通告…など

子育て世代包括支援センターにじいろ（健康増進課内）

043-443-1631

妊娠期から子育て期までの専門相談窓口です。

保健師が一人ひとりに寄り添いながら相談支援を行います。不安や心配事があればお気軽にご相談ください。

※相談内容

予想外の妊娠に関する相談
母子健康手帳の交付
妊娠・出産・育児に関する相談
保護者の心身不調に関する相談

※相談日時

月～金曜日（祝日・休日・年末年始を除く）8：30～17：15

～母子健康手帳の交付には事前予約が必要です～



その他の相談窓口

千葉県女性サポートセンター

☎043-206-8002

配偶者や交際相手からの暴力、夫婦不和、ストーカー被害など女性の抱える諸問題について広く相談に応じ、支援を行っています。

※相談日時

(1) 電話相談

365 日 24 時間

女性相談支援員が相談をお受けします。気持ちを整理し、問題解決のために情報提供などを行います。

(2) 面接相談〔要予約〕

平日 9:00～17:00

専門相談員が相談をお受けします。保護命令や DV 支援等に関する情報提供を行います。

(3) 専門相談〔要予約〕

ア、法律相談

女性弁護士による法律相談（原則月 2 回）

イ、心とからだの健康相談

女性精神科医師による心とからだの健康相談（原則月 1 回）

千葉県 HP



<https://www.pref.chiba.lg.jp/jsc/>

千葉県男女共同参画センター

☎043-206-8002

☆女性のための総合相談☆

誰もが自分らしく生きていけるよう、様々な悩みを抱える女性の相談に応じています。

相談専用電話:04-7140-8605

受付時間:火曜日～日曜日 9:00～16:00

休み:月曜(月曜が祝日の場合、翌日火曜日を含む)・祝日・年末年始・臨時休館日

☆男性のための総合相談☆

誰もが自分らしく生きていけるように様々な悩みを抱える男性の相談に応じています。

まずは、電話相談に気軽におかけください。

相談専用電話:043-308-3421

相談実施日時:毎週火曜日・水曜日 16:00～20:00

毎週土曜日 12:30～16:30

(月曜祝日の翌日火曜日・祝日・年末年始は休み)

千葉県 HP



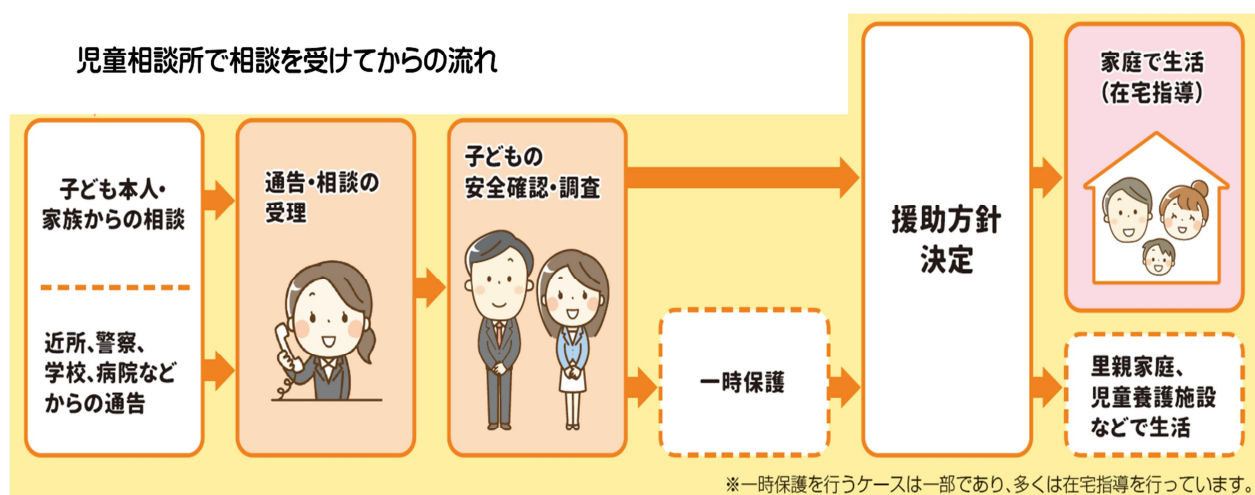
<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyousei/>

★電話相談では、男性が抱える様々な悩み、男性ならではの悩みをお聞きします。今まで心にしまってきた悩みを相談員に話すだけでも、そのストレスは軽減されます。

18歳未満のこどもに関するあらゆる問題について、こどもや保護者などからの相談に応じ、こどもの最善の利益を図るために、共に考え、それぞれのこどもや保護者に最も適した援助や指導を行う行政機関です。

児童相談所では、児童虐待の他にも、発達の違いやしつけなど、様々な相談を受け付けています。

専門の職員が相談内容をお聞きし、必要に応じてこどもや保護者と話し合い、学校などの関係機関等への調査を行ったり、医学的、心理的、教育学的、社会学的、精神保健上の判定を行います。



※相談日時

来所相談

月曜日から金曜日 9:00～17:00

※祝日、年末年始（12月28～1月3日）除く

電話相談

児童に関する相談（しつけ、教育、適性、養護、障害など）の受付時間

子ども家庭 110 番 ※県下全域（千葉市を除く）を対象とする

毎日 8:30～20:00

児童虐待に関する相談、通告の受付時間

子ども家庭 110 番 ※県下全域（千葉市を除く）を対象とする

毎日 24 時間受付

（月曜日から金曜日の9:00～17:00（祝日、年末年始除く）は、各児童相談所でも受け付けています。）

電話 043-252-1151

国によって設立された法的トラブル解決のための「総合案内所」です。
オペレーターが、法的トラブルに関する法情報や、その他の法制度をご案内します。

※相談日時

電話相談 月曜～金曜日 9:00～21:00

土曜日 9:00～17:00（祝日・年末年始を除く）

メールによる相談 24時間



法テラスHP

公共職業案内所（ハローワーク）

ハローワークでは、求人情報提供、専門の相談員による就職相談・支援、雇用保険失業給付の手続きなどを行っています。

マザーズハローワークには、キッズコーナーを設置しています。

名 称	所 在 地	電話番号	開庁時間
ハローワーク千葉	千葉市美浜区幸町 1-1-3	043-242-1181	月～金 8:30～17:15
マザーズ ハローワークちば	千葉市中央区新町 3-13 千葉NTビル 1F	043-238-8100	月～金 10:15～19:00

※マザーズハローワークちばでは、20歳未満のお子さんの育児と仕事を両立したい方、ひとり親家庭のお父さん、お母さんなど、家庭と仕事を両立したい方をサポートする専門の窓口です。

厚生労働省



マザーズフローワーク



経済的な支援

児童手当

子育て支援課

高校生年代まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を監護・養育する父母等に年6回（偶数月）に支給される手当です。受給には申請が必要です。

原則として、申請した月の翌月分からの支給となります。

ただし、誕生日や前住所地の転出予定日（異動日）が月末に近い場合、申請日が翌月になっても異動日の翌日から15日以内の申請であれば、誕生日・転出予定日の翌月分から支給します。

申請が遅れると、遅れた月分の手当を受けられなくなりますのでご注意ください。

（例）4月30日出生の場合は、5月15日までに申請すれば5月分から支給されます。

【支給額】

●児童 1 人あたりの月額

支給対象児童	高校生年代までの国内に住所を有する児童を養育している方 （18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）
手当月額	・3歳未満 第1子・第2子：15,000円 第3子以降：30,000円 ・3歳から高校生年代まで 第1子・第2子：10,000円 第3子以降：30,000円
第3子の算定	0歳～22歳に到達した年度末まで ※こどもの生計費などの経済的負担が生じている場合に限る
支払月	2月・4月・6月・8月・10月・12月（偶数月） ※支払日は支給月の10日です。支払月の前2ヶ月分が支給されます。 10日が土・日曜日・祝日の場合は前日の営業日に支払います。

※受給者及び配偶者等に変更がある場合は、届出が必要です。

※公務員の方は、勤務先から児童手当が支給されます。

詳しくはホームページでご確認ください。

<https://www.city.yachimata.lg.jp/site/kosodate/2.html>

八街市 HP



父母の離婚等により、父または母と生計を同じくしていない 18 歳の誕生日後の最初の 3 月 31 日までの児童（一定の障がいの有する場合は 20 歳未満）を養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。申請した翌月分から支給の対象となります。（奇数月毎に支給）

※所得制限で手当が全部停止となる場合があります。

【対象者】

- ・支給要件に該当する児童を監護する母
- ・支給要件に該当する児童を監護する父
- ・父母以外の者で支給要件に該当する児童を養育している養育者

【支給要件】

- ・父または母が婚姻を解消した児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母が政令で定める程度の障がいの状態にある児童
- ・父または母の生死が明らかでない児童
- ・父または母が引き続き 1 年以上遺棄されている児童
- ・父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ・母が婚姻によらないで懐胎した児童

【支給制限】

次のいずれかに該当する場合は、上記の要件に該当していても手当は支給されません。

- ・国内に住所がない場合
- ・請求者および児童が公的年金を受けることができる場合
（公的年金額が手当額より低いときは、差額を支給される場合があります。）
- ・対象児童が児童養護施設等に入所している場合
- ・里親に委託されている場合
- ・児童が父または母の配偶者（事実上の婚姻関係にある者も含む）
に養育されている場合

※母（父）に対する手当は、支給開始月から 5 年または支給要件に該当した月から 7 年を経過した時は、手当額が減額になることがあります。

【支給時期】

原則として 1 月、3 月、5 月、7 月、9 月、11 月の 11 日（11 日が土・日曜日・祝日の場合は前日の営業日に支払います。）にそれぞれ前月までの手当が支給されます。

（例）5 月支給分＝当年 3 月、4 月分の計 2 ヶ月分

【手当月額】

支給区分	全部支給	一部支給
児童1人	月額 45,500 円	月額（所得に応じて決定） 10,740 円～45,490 円
児童2人以上 （児童1人につき）	月額 10,750 円	月額（所得に応じて決定） 5,380 円～10,740 円

※一部支給は所得額に応じて月額 45,490 円から 10,740 円まで 10 円きざみの額です。
具体的には次の計算により計算します。

手当額＝45,490 円－ $\frac{(\text{受給者の所得額}-\text{所得制限限度額})}{1000} \times 0.025$
10 円未満四捨五入

第2子以降加算＝10,740 円－ $\frac{(\text{受給者の所得額}-\text{所得制限限度額})}{1000} \times 0.0038561$
10 円未満四捨五入

※受給者の所得額・・・収入から給与所得控除等の控除を行い、受給資格者および児童が
受け取る養育費の8割相当を加算した額

※所得制限限度額・・・下記の表に定めるとおり、扶養親族等の数に応じた全部支給の
所得制限限度額です。

【所得限度額】※収入ベースと所得ベース

（単位：円）

扶養 親族 等の数	本 人				孤児等の養育者 配 偶 者 扶 養 義 務 者	
	全 部 支 給		一 部 支 給			
	収入額	所得額	収入額	所得額	収入額	所得額
0	1,420,000	690,000	3,343,000	2,080,000	3,725,000	2,360,000
1	1,900,000	1,070,000	3,850,000	2,460,000	4,200,000	2,740,000
2	2,443,000	1,450,000	4,325,000	2,840,000	4,675,000	3,120,000
3	2,986,000	1,830,000	4,800,000	3,220,000	5,150,000	3,500,000
4	3,529,000	2,210,000	5,275,000	3,600,000	5,625,000	3,880,000
5	4,013,000	2,590,000	5,750,000	3,980,000	6,100,000	4,260,000

※支給要件、手当額等、詳しくは子育て支援課までお問い合わせください。

<https://www.city.yachimata.lg.jp/site/kosodate-yachimata/3.html>

八街市 HP



身体や精神に中度以上の障がいをもつ 20 歳未満の児童の父もしくは母、または父母に代わって児童を養育している方に支給されます。

【支給額】

次のいずれかに該当する場合は、手当は支給されません。

- 対象児童が日本国内に住所を有していない場合
- 対象児童が障がいをもつ事由とする公的年金を受給できる場合
- 対象児童が児童福祉施設に入所している場合
- 受給者もしくはその配偶者または扶養義務者の前年の所得が一定額以上の場合

【手当月額】

1 級該当児童 1 人につき	55,350 円
2 級該当児童 1 人につき	36,860 円

【支給時期】

原則として、4 月、8 月、11 月にそれぞれ前月までの手当が支給されます。

（例）8 月支給分＝4 月～7 月分の計 4 ヶ月分

※詳しくは市役所障がい福祉課までお問い合わせください。

18歳の誕生日後の最初の3月31日までの児童（一定の障がいがある場合は20歳未満）を扶養するひとり親家庭の親や養育者、およびその児童が保険診療を受けた場合、医療費の自己負担額の一部を助成しています。

【対象者】

- ・18歳の誕生日後の最初の3月31日までの児童（一定の障がいがある場合は20歳未満）を養育しているひとり親家庭の親とその児童
 - ・父母のいない児童など（18歳の誕生日後の最初の3月31日までの児童（一定の障がいがある場合は20歳未満）とその養育者
- ※所得制限により対象とならない場合があります。

【助成の範囲】

社会保険各法に基づく被保険者及び被扶養者が、医療機関の診療や保険薬局の調剤を受けた場合で、各保険法の規定による自己負担分から一部負担金を控除した額。
ただし、所得が一定以上の場合や生活保護世帯の方等は対象となりません。
※保険外診療（歯科矯正、健康診断、予防接種など）は助成の対象になりません。

【受給資格者一部負担金】

- ◎入院・・・1日につき300円（市町村民税所得割非課税または均等割のみの課税世帯は無料）
- ◎通院・・・1回につき300円（市町村民税所得割非課税または均等割のみの課税世帯は無料）
- ◎保険調剤・・・0円

【助成方法】

事前に「ひとり親家庭等医療費等助成受給券」の交付を受け、千葉県内の医療機関等の窓口で保険証と一緒に提示することで、助成が受けられます。窓口での支払は一部負担額のとおりです。

※県外医療機関を受診した場合は償還払いとなります。

- ◎ひとり親となった時には、お子さんの「子ども医療費助成受給券」の手続きが必要になります。
- ※詳しくは健康増進課 043-443-1631 へお問い合わせください。



©2019 YACHIMATA

<https://www.city.yachimata.lg.jp/site/kosodate/24754.html>

八街市 HP



ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業

子育て支援課

ひとり親家庭の父または母が、適職に就くために必要な資格や技能を習得するために、指定された講座を受講・修了した場合、受講修了後に受講料の一部を助成し、ひとり親家庭の自立を支援する事業です。

※事前相談及び申請が必要です。詳しくは子育て支援課までお問い合わせください。

<https://www.city.yachimata.lg.jp/site/kosodate-yachimata/1615.html>



ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業

子育て支援課

ひとり親家庭の父または母が、看護師、介護福祉士、保育士等の資格取得のため、養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活の負担軽減のために、高等職業訓練促進給付金が支給されるとともに、入学時の負担軽減のため、修業後に高等職業訓練修了支援給付金が支給されます。

※事前相談及び申請が必要です。詳しくは子育て支援課までお問い合わせください。

<https://www.city.yachimata.lg.jp/site/kosodate-yachimata/1616.html>



ひとり親家庭住宅支援資金貸付

千葉県社会福祉協議会

千葉県内において「母子・父子自立支援プログラム（※）」による支援を受け、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対して、住居の借り上げに必要な資金貸付を実施します。（千葉市内にお住まいの方は対象外となります。）

※母子・父子自立支援プログラムとは、児童扶養手当受給者等に対し、個別に面接を実施し、生活状況、就業意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせた自立支援プログラムを策定し、支援状況をフォローするとともに、自立した状況を継続できるよう支援を行うものです。詳細については、子育て支援課へお問い合わせください。

○本貸付事業に関する問い合わせ先

社会福祉法人 千葉県社会福祉協議会 福祉資金部

「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付」担当

住所 千葉市中央区千葉港 4 番 3 号 ☎043-244-2945

https://www.chibakenshakyō.com/0105shikin_page002.php#02



ひとり親家庭、寡婦の方の経済的自立を応援するための貸付です。修学資金、修業資金、就職支度資金、就学支度資金については児童本人が借受者となることができます。

※詳しくは子育て支援課へお問い合わせください。

千葉県 HP

<https://www.pref.chiba.lg.jp/jika/boshi/boshi-fu/kashitsuke.html>



JR通勤乗車券の割引制度

子育て支援課

JR東日本の通勤用定期乗車券を購入する場合は、3割引で購入できます。

利用にあたっては資格証明書が必要となります。

※他の割引制度（学割など）との併用はできません。

ー資格証明書の交付を受けるにはー

【対象】

児童扶養手当の受給者および同一世帯の方

【必要書類】

- ①購入者の写真（縦4cm×横3cm 正面上半身 直近6ヶ月以内）
- ②印鑑等
- ③児童扶養手当証書

【手続き】

- ①子育て支援課窓口で「資格証明書（写真付・有効期間1年間）」と「購入証明書（有効期間・6ヶ月）」を申請し、証明書の交付を受ける。
- ②受け取った書類をJRの窓口へ提出し、定期券を購入する。



マル優（非課税貯蓄）制度

「マル優制度」（障がい者等の少額預金の利子所得等の非課税制度）は、預貯金等の元本350万円までの利子が非課税になる制度です。

児童扶養手当を受給している方や遺族年金を受給している方など、一定の条件を満たす場合に利用することができます。

また、国債等にもさらに別枠で350万円まで、の利子が非課税となる、「特別マル優制度」（障がい者等の少額公債の利子の非課税制度）があります。

※詳しくはご利用の金融機関または証券業者へお問い合わせください。

保育・教育のための支援



こども園・保育園の保育料の軽減

子育て支援課

保育料は保護者の市町村民税所得割額の合算で算定します。ひとり親家庭となった世帯は、保育料が変更となる場合があります。詳しくは子育て支援課保育係へご相談ください。

<https://www.city.yachimata.lg.jp/site/kosodate/16568.html>

八街市 HP



病後児保育事業

子育て支援課

病後児保育事業は、病気やケガの回復期で、家庭や集団生活での保育が困難であるが、安静の確保が必要なお子さんを一時的にお預かりする制度です。

※「病気の回復期」とは、病気やけがの急性期を過ぎ症状が落ち着いている状態のことです。

【対象者】

生後6か月～9歳に達した日の属する年度末までの児童で、八街市に住所を有する児童、または市内の施設に通っている児童。

【利用期間】

1回の利用につき連続7日以内

【利用料金】

4時間以内：1,250円

1日：2,500円

※おむつ代等実費は別途かかります。

※非課税世帯、生活保護世帯の方は無料で利用できます。

【開設時間】



月曜日から金曜日（土曜日、日曜日、祝日および年末年始を除く）
8：30～17：00

※利用には事前登録及び申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

<https://www.city.yachimata.lg.jp/site/kosodate/1418.html>

八街市 HP



お子さんを養育している保護者が病気やけが、育児疲れや育児不安、出産、看護、事故災害などにより、保護者が家庭での養育が困難な場合、施設でお子さんを一時的にお預かりする制度です。

【対象者】

八街市内にお住まいの生後6ヶ月～3歳未満の児童

【利用期間】

1回の利用につき連続7泊まで

【利用者負担金】（1泊につき）

年 齢	一般世帯	市民税非課税世帯	生活保護世帯
2歳未満	4,310円	1,000円	0円
3歳未満	2,360円	900円	0円

※食事代、おやつ代は別途かかります。

食事代：普通食 400円・離乳食 300円 おやつ代：100円

【実施施設】

社会福祉法人 開拓 乳児院イーハトーブ

※注意事項

- ・当日は10時～16時の間にお越しください。検温・体調の確認を行います。
- ・施設による送迎サービスはありません・
- ・発熱や感染症の症状があると利用できません。
（預かり中に体調を崩した場合はお迎えをお願いします。）
- ・利用予約は利用日3ヶ月前から1週間前までとなります。
（離乳食・アレルギーのお子様は利用2～3日前に施設から確認の連絡があります。）
- ・受入れ人数には限りがあります。
- ・帰宅後は慣れない場所で過ごしたお子さんの様子をよく見てあげてください。

※利用には事前登録及び申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

<https://www.city.yachimata.lg.jp/site/kosodate/1487.html>

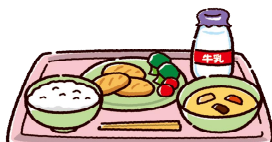
八街市HP



就学援助制度とは、公立の小・中学校へ就学しているお子さんをもち、経済的な理由で、学校の学用品費や給食費などの支払いが困難なご家庭に対して、その費用の一部を援助する制度です。

※詳しくは市内各小中学校、または 八街市教育委員会 教育部 学校教育課 学務係 (043-443-1446)へお問い合わせください。

教育センターHP



高校・大学制を対象とした就学資金支援制度

日本学生支援機構

高校生や大学生のお子さんを対象とした支援制度は、国・県・(独)学生支援機構などで実施しています。

詳しい申請方法は、通っている学校・県教育委員会・(独)日本学生支援機構へお問い合わせください。

※支援制度一例

- 高等学校等就学支援金制度（文部科学省）高校生等の授業料支援制度
- 高校生等奨学給付金（文部科学省）：高校生等の教育費支援制度（低所得世帯対象）
- 千葉県奨学資金（千葉県教育委員会）：高校生等の奨学資金貸付け（無利子）制度
- 千葉県公立高等学校等奨学のための給付金（千葉県教育委員会）：公立高校生等の奨学資金支援制度（低所得世帯対象）
- 私立高等学校授業料減免制度（千葉県教育委員会）：私立高校生等の授業料支援制度
- 奨学金（(独)日本学生支援機構）：大学・専門学校・海外留学等の奨学資金支援（給付または貸付け）制度

<https://www.city.yachimata.lg.jp/site/kyouiku/24313.html>

八街市 HP



年金・税金

遺族基礎年金

国保年金課

国民年金の加入者が死亡したとき、こどもがいる配偶者またはこどもに遺族基礎年金が支給されます。

【対象者】

死亡者に生計を維持されていたこどもがいる配偶者またはそのこども

※こどもとは、18歳になった年度の3月31日までの間にある方。

（障害年金の障害等級1級または2級の障がい状態にある方は20歳未満までの方）

【支給要件】

①死亡者が、死亡日の前日において、保険料納付済み期間が加入期間の3分の2以上あること。

②①の要件を満たさない場合で死亡した方が65歳未満であり、死亡日の前日において、死亡日が含まれる月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がないこと。

寡婦年金

国保年金課

国民年金の第1号被保険者としての保険料納付済み期間や免除期間が10年以上ある夫が年金を受け取らず死亡したとき、その妻に60歳～65歳になるまで支給されます。

【対象者】

死亡者の妻

【支給要件】

亡くなった夫と10年以上継続して婚姻関係（事実上の婚姻関係を含む）にあたり、死亡当時にその夫に生計を維持されていたこと

死亡一時金

国保年金課

国民年金の加入者（第1号被保険者）が、老齢基礎年金・障害基礎年金を受け取ることなく亡くなった場合、遺族に支給されます。

【対象者】

生計を同じくしていた遺族

【支給要件】

死亡者が3年（36月）以上保険料を納めていること

※遺族基礎年金の支給を受けられるときは、支給されません。

※死亡一時金と寡婦年金の両方を受けられる場合は、選択によってどちらか一方が支給されます。

経済的な理由で国民年金保険料を納めることができない場合、保険料免除・猶予の申請ができます。申請後、日本年金機構が所得等を審査し決定します。

【対象者】

20歳～60歳未満の国民年金第1号被保険者で、保険料を納めることが困難な方
※障害年金（1級または2級）を受けている方や生活保護法による生活扶助を受けている方は、届出により保険料が免除されます。（法定免除）

厚生年金の加入者が死亡したとき支給されます。

【対象者】

死亡者の生計を維持されていた配偶者、子ども、父母など

【支給要件】

一定の要件があります。詳しくは年金事務所へお問い合わせください。

日本年金機構 幕張年金事務所 ☎043-212-8621（自動音声）

離婚した二人の婚姻期間中の厚生年金（共済年金を含む）を分割して、それぞれ自分の年金にすることができます。離婚後2年以内の手続きが必要ですので、お早めに年金事務所へご相談ください。

日本年金機構 幕張年金事務所 ☎043-212-8621（自動音声）

<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/chiba/makuhari.html>

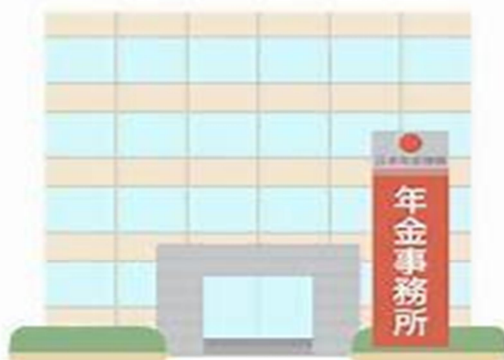


※八街市では毎月第3木曜日に社会保険労務士による年金相談を行っています。
お気軽に相談ください。

場所：総合保健福祉センター3階相談室

時間：10:00～12:00 13:00～15:00

★受付は午前午後ともに相談終了30分前までです。



ひとり親家庭のお父さん・お母さんは、所得税および住民税（市民税・県民税）について、確定申告、住民税申告または年末調整により以下の所得控除を受けられる場合があります。

【令和7年2月現在】

種 類	控 除 要 件	控 除 額	
		所得税	住民税
ひとり親控除	婚姻歴や性別に関わらず、生計を一にする子（合計所得金額 48 万円以下）がいるひとり親の方	35 万円	30 万円
寡 婦 控 除	以下の（１）、または（２）に該当する方 （１）夫と死別された後再婚していない方 （２）夫と離別された後再婚していない方で、扶養親族（合計所得金額 48 万円以下）がいる方	27 万円	26 万円
ひとり親控除と寡婦控除の共通事項 ・ 上の控除要件のいずれかに、その年（住民税は課税年度の前年）の 12 月 31 日時点で該当していること ・ 本人の合計所得金額が 500 万円以下であること ・ 事実婚（住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある方）は対象外 ・ どちらかに該当し、合計所得が 135 万円以下の方は住民税（市民税・県民税）が非課税			

問い合わせ先

課税課 市民税係 043-443-1116

